

(事務連絡)

令和4年7月1日

各認可外保育施設事業者 様

板橋区子ども家庭部保育サービス課
民間保育第二係

認可外保育施設において新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の対応について

日頃より、板橋区の保育行政にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。
さて、令和4年7月から板橋区が児童相談所設置市（特別区含む。）に移行することに伴い、認可外保育施設において新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合に、その旨を板橋区へご報告いただくこととなります。具体的なお報告方法等について、下記のとおりご案内いたしますので、ご確認ください。

記

一 陽性が判明した場合に区への報告が必要となる対象者

- 1 施設職員（職種や雇用形態は問いません。）
- 2 児童

※児童の保護者が陽性になった場合は、区への報告は不要です。

※検査受検段階での区への報告は不要です。陽性が判明した段階でご報告ください。

二 報告様式

- 1 『新型コロナウイルス対応票・候補者リスト』（以下、対応票とする。）

※対応票については、メール送付や区ホームページへの掲載により、データ提供します。

三 報告の流れ

- 1 陽性者が判明し、感染可能期間内に登園、勤務がある場合は、施設内に濃厚接触者がいるか確認のうえ、対応票を作成してください。

※感染可能期間は、症状発生日（無症状の場合は検査日）の2日前からです。

※濃厚接触者は、感染可能期間内に陽性者と1m以内15分以上マスクなしで接触があった者です。

- 2 作成した対応票をファイルストレージシステム（※裏面を参照）にて区に送信してください。

※対応票は個人情報を含むため、一般的なメールやFAXでは受け付けておりません。

※対応票を送信後、民間保育第二係あてに、すみやかに電話連絡をお願いいたします。

- 3 区は、提出された対応票を確認した後、提出のあった施設あてに電話連絡し、報告後の対応等をお伝えします。

四 報告後の対応

1 施設内消毒の徹底

2 保護者への連絡

(1) 濃厚接触者がいない場合

「感染可能期間内に登園（勤務）がありませんでしたので通常どおり開園します。」「濃厚接触者に特定される者がいなかったため、通常どおり開園します。」等、保護者向け周知してください。

(2) 濃厚接触者がいる場合

濃厚接触者となった方に向けて次の4点をお伝えください。

①濃厚接触者に指定された旨

②10日間の健康観察期間は外出自粛・登園できない旨

③体調不良となった場合は医療機関を受診しPCR検査を受検してほしい旨

④詳細は板橋区ホームページの「濃厚接触者について」のページをご確認のうえ、行動していただきたい旨

なお、濃厚接触者以外には、通常どおり開園する旨をお伝えください。

※感染が拡大した際の休園等の実施については、各保育施設（事業者）でご判断ください。休園の場合は、区にご報告ください。判断する際の参考として、認可保育園での事例等の情報提供をいたしますので、民間保育第二係あてにお問合せください。

五 ファイルストレージシステムについて

板橋区では、個人情報を含むデータを外部と受け渡しする場合、個人情報の漏洩を防ぐ目的で、ファイルストレージシステムを使用することとなっております。利用方法については、別添の『ファイルストレージシステム事業者用マニュアル』を参照してください。ご不明な点がございましたら、民間保育第二係あてに、電話にてお問合せください。

六 問合せ先

板橋区子ども家庭部保育サービス課民間保育第二係

電話 03(3579)2494